

[参考]

とっとり住まいる支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (3月19日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則15日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 (交付決定後に着工してください)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送してください。

【中間検査について】

必要に応じて、現場確認を行います。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書(様式第10号)を下記提出先まで郵送・持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：建設(改修)工事が完了し、引き渡しを受けた日になります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から14日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送してください。

補助金は実績報告を審査し、額の確定通知後に支払います。

資料提出・問い合わせ先 資料提出・問い合わせ先

鳥取市・岩美郡・八頭郡・・・東部建築住宅事務所

鳥取市立川町6丁目176(鳥取県東部庁舎4階) 電話:0857-20-3648

倉吉市・東伯郡・・・中部総合事務所建築環境局建築住宅課

倉吉市東巖城町2(中部総合事務所2号館2階) 電話:0858-23-3235

米子市・境港市・西伯郡・日野郡・・・西部総合事務所建築環境局建築住宅課

米子市糺町1丁目160(西部総合事務所4階) 電話:0859-31-9753

制度のお問合せのみ・・・県庁生活環境部くらしの安心局住宅政策課

鳥取市東町1丁目220(県庁本庁舎7階) 電話:0857-26-7408